

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年 5月16日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	保育所自家用電気工作物保安管理業務委託		
業務場所	宇治・大久保・北木幡保育所		
委託期間	令和7年7月1日 ～ 令和10年6月30日 1096日間		
業務概要及び条件	保育所の自家用電気工作物の定期点検・維持管理業務		
予 定 価 格	¥1,731,312 (税込)	最低基準価格	¥1,211,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録 ②電気事業法施行規則第52条の2の要件に該当する者の配置			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和7年5月22日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和7年6月11日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	有 (35回)
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は長期継続契約対象案件です。予定価格は3年分の合計金額です。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和7年5月16日（金）午前9時から
令和7年5月29日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており。競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

保育所自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

1. 委託業務名 保育所自家用電気工作物保安管理業務委託
2. 業務場所 宇治市立宇治保育所 宇治市宇治貳番 8 4 - 1 0
宇治市立北木幡保育所 宇治市木幡陣ノ内 1
宇治市立大久保保育所 宇治市大久保町旦椋 2 5
3. 受電設備 宇治 130 k V A (電灯 30 k V A 動力 100 k V A) 6.6 k V
総容量及び 北木幡 105 k V A (電灯 30 k V A 動力 75 k V A) 6.6 k V
電圧 大久保 100 k V A (電灯 50 k V A 動力 50 k V A) 6.6 k V
4. 委託期間 令和 7 年 7 月 1 日から令和 1 0 年 6 月 3 0 日まで
5. 業務概要 日常 (漏電の監視装置を取付 隔月 1 回) 及び年次 (1 年間 1 回) 点検業務
精密点検業務 (1 年間 1 回)
緊急時 (警報・停電等) における点検業務
申請書等の関係機関への申請業務
その他業務に必要な点検及び申請業務
6. 業務内容
 - (1) 電気事業法・電気事業法施行規則の遵守
 - (2) 保安規程の作成及び関係機関への申請
 - (3) 保安管理業務外部委託承認申請書の作成及び関係機関への申請
 - (4) 委託契約の相手方の執務に関する説明書の作成及び申請
主任技術者が常時勤務する事業所又は住居からの距離、利用する交通機関、所要時間 (2 時間以内)、連絡方法及び連絡責任者、兼任先で執務する日数及び時間、主任技術者不在中に発生する事故の場合に取るべき措置等についての書類の作成、提出
 - (5) 電気事業法施行規則第 5 2 条第 2 項の要件に該当することを証する書類の作成及び申請
 - (6) 日常、年次、精密点検業務 (別紙参照) 及び報告書の作成 (2 部)、提出
● : 自家用電気工作物定期点検維持管理業務範囲
○ : 精密点検業務範囲
 - (7) 契約期間満了時に保安管理業務外部委託承認解除申請書の作成及び申請
 - (8) 緊急時 (警報・停電時) における点検業務
 - (9) その他業務に必要な点検及び申請業務

7. 資格 電気事業法施行規則第52条第2項の要件（8. 提出書類及び11. 資格要件）に該当し、主任技術者が常時勤務する事業所又は住居からの所要時間が2時間以内であること。

8. 提出書類 着手届、日程表、損害保険証書等の写し、資格要件の書類、社内規定（法人のみ）、保安業務担当者（法人のみ）、写真、点検報告書（2部）、完了届、その他発注者が指示する書類

9. 支払 委託料の支払いは、契約額の1/36相当額を毎月支払いとする
小数点以下の端数が生じる場合は最終支払時に調整する。

10. 留意事項

- ・作業の実施に際し、保育所施設及びその他の施設に損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに補修及び補償を行うこと。
- ・作業の実施に際し、事前に保育所と作業日時及び所要時間の調整を行い、担当課に連絡すること。また、作業終了時も連絡、報告すること。
- ・保育所における、工事及び修繕業務が行われている場合があるため、担当係員と調整を行うこと。
- ・不良箇所を発見した場合は、担当課に書類にて報告すること。また、修理に係る見積書も合わせて提出すること。
- ・点検を行うについては、保育の実施に支障が生じないように行うこと。

11. 資格要件

- ① 電気主任技術者免状
- ② 電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務経験
- ③ 次に挙げる機械器具の所有
 - ・絶縁抵抗計
 - ・電流計
 - ・電圧計
 - ・低圧検電器
 - ・高圧検電器
 - ・接地抵抗計
 - ・騒音計
 - ・振動計
 - ・回転計
 - ・継電器試験装置
 - ・絶縁耐力試験装置
- ④ 電気主任技術者免状取得承認の取り消しから2年経過しない者でないこと

特 記 事 項

1.委託業務の内容

電気事業法第 106 条の規定に基づく電気関係規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、事故報告を行うよう指示するとともに、事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。

2.点検の頻度と監視装置

- ① 日常点検は、隔月 1 回（設置・改造等の工事期間中は毎週 1 回以上）行うこと。
- ② 監視装置（絶縁監視装置）は、常に正常に稼動するように乙の責任の下にメンテナンスを行うこと。

3.甲及び乙の協力及び義務

- ① 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとること。
- ② 乙は保安管理業務を誠実に行うこと。

4.記録の保存

甲は、乙が実施し報告した保安管理業務の結果の記録（保安管理業務を実施した保安業務担当者の氏名を含む。）等を確認するとともに、甲乙双方において 3 年間保存するものとする。

5.点検業務

- ① 点検業務については、保安協会等の規定に基づき実施すること。
- ② 点検業務の内容について、【別表第 1】点検基準に【別表第 2】を追加する。

【別表第1】点検基準

点検対象	チェック項目		点検要覧	日常点検 (隔月1回)	年次点検 (年1回)	精密点検 (年1回)
引込設備	電柱	足場釘	1. 8m未満に施設されていないこと	●	●	○
		傾斜・倒壊・ 損傷	著しい傾斜・倒壊・ひび割れ・はく 離・かびのにじみ	●	●	○
		腐食	木柱の地際の腐食・頂部の笠金	●	●	○
		その他	つる性植物のからみつき	●	●	○
			他物との離隔	●	●	○
	支線	玉がいし	たるみ・腐食・他物との離隔	●	●	○
			電線と接触するおそれのあるところ に設置してあること・破損・ひび割れ	●	●	○
	腕金・腕木		不朽・ひび割れ・損傷・折損・腐食・ 脱落・わん曲	●	●	○
			腕金の接地		●	○
	架空電 線・ がいし類	高低圧架空 電線路		電線太さ・絶縁電線の使用・径間・ 最低地上高・他物との離隔		●
損傷・絶縁テープのはく離・劣化・絶 縁カバーの脱落					●	○
不要電線の未処理					●	○
がいし類		がいし類	がいし類の破損・ひび割れ・汚損・ 脱落	●	●	○
	バインド	バインドの外れ・ゆるみ	●	●	○	
地中 ケーブル	埋設		埋設表示用の標石・標柱		●	○
	防護管		損傷・発錆・取り付けサドルの外れ・ ゆるみ	●	●	○
			防護管金属対の接地		●	○
架空・屋 側ケーブ ル	架空 ケーブル	ちょう架用線	ハンガーの間隔・破損・脱落・外れ	●	●	○
		離隔	他のものとの離隔	●	●	○
	屋側 ケーブル	ケーブル	支持点間の距離		●	○
			人の触るおそれ	●	●	○
		外傷の受ける おそれのある 場所の防護用 金属管	金属管の設置		●	○
			金属管の損傷・発錆・取り付けサド ルの外れ・ゆるみ	●	●	○
			金属管の接地		●	○

点検対象	チェック項目		点検要覧	日常点検 (隔月1回)	年次点検 (年1回)	精密点検 (年1回)
ケーブル の端末		ケーブル端末	塩害地区での対塩用の使用		●	○
			端末部の損傷・変形・き裂・汚損・ テープのはく離・トラッキング痕	●	●	○
		三さ管	三さ管のひび割れ・損傷	●	●	○
		接地	遮へい層の接地		●	○
引込口配 線		縁廻し線	電線相互間・電線と大地との離隔距離	●	●	○
		水切り	水切りの変形・破損	●	●	○
		家屋貫通部の がい管	がい管のき裂・破損	●	●	○
			雨水の浸入防止(屋外側の下向き 設置)		●	○
電力 ヒューズ		定格電流・特 性	設備機能に適合していること(G・T・ C定格)		●	○
		がいし部	き裂・損傷・汚損	●	●	○
		接触部・接続 端子部	ゆるみ・過熱・変色	●	●	○
		その他	溶断表示の確認	●	●	○
			予備品の常備		●	○
避雷器	避雷器		取付のゆるみ・外れ	●	●	○
	がいし部		損傷・き裂・汚損	●	●	○
	接地線		ゆるみ・外れ・断線	●	●	○
高圧交流 負荷開閉 器	開閉器一般	外箱	開閉表示(指示・点灯)	●	●	○
			開閉動作		●	○
			取付のゆるみ・外れ・接地線のゆる み・外れ・断線	●	●	○
		がいし	き裂・損傷・汚損	●	●	○
		刃と刃受け	接触状態・過熱による変色		●	○
	油入開閉器		外箱の損傷・き裂・変形・発錆及び 油漏れ	●	●	○
			油量(指示線による)		●	○
	屋内ヒューズ付 気中開閉器 (LBS)		刃部・接触部・接続部・端子部・ヒューズ取付 部のゆるみ・外れ・過熱・変形	●	●	○
	屋外用柱上 気中開閉器 (PAS)		外箱の損傷・き裂・変形・発錆(特に 雨水等の侵入穴)	●	●	○
			樹木などの他物との離隔	●	●	○

点検対象	チェック項目		点検要覧	日常点検 (隔月1回)	年次点検 (年1回)	精密点検 (年1回)
コンデンサ	外箱		変形・損傷・き裂・異常なふくらみ	●	●	○
			油漏れ	●	●	○
			異音・異臭・過熱	●	●	○
			取付部のゆるみ・外れ	●	●	○
			接地線のゆるみ・外れ・断線	●	●	○
	ブッシング		損傷・き裂・汚損	●	●	○
変圧器 (油入)	外箱		変形・損傷・き裂・発錆	●	●	○
			油漏れ	●	●	○
			異音・異臭・過熱	●	●	○
			接地線のゆるみ・外れ・断線	●	●	○
			アンカーボルト等の取付部のゆるみ・外れ	●	●	○
	ブッシング		損傷・き裂・汚損	●	●	○
			接触部の接触不良・過熱・変色	●	●	○
	タップ台		接触部のゆるみ・過熱・変色痕		●	○
母線等	母線		被覆の損傷・母線のたるみ・バイン ドのゆるみ・外れ	●	●	○
			母線等の種類・太さ・接続方法・接 触不良		●	○
			電線と大地・電線相互間の離隔距 離		●	○
	電線支持物		損傷・き裂・汚損・異音・異常光・ト ラッキング痕	●	●	○
受・配電 盤	盤面		損傷・汚損・過熱・変色	●	●	○
			据え付け状態		●	○
			計器類の損傷・指示状態	●	●	○
			表示灯の損傷・汚損・不点灯	●	●	○

点検対象	チェック項目		点検要覧	日常点検 (隔月1回)	年次点検 (年1回)	精密点検 (年1回)
受・配電盤	開閉器・遮断機		損傷・汚損・過熱・変色	●	●	○
			接続部のゆるみ・外れ	●	●	○
			開閉器の刃と刃受けの接触状態		●	○
	電線引出口		電線引出口のすきまの閉塞		●	○
保護継電器	保護継電器一般		損傷・汚損・発錆	●	●	○
			電線接続部のゆるみ・外れ	●	●	○
			動作表示器の具合		●	○
			遮断器との連動動作		●	○
			動作特性		●	○
			取付部のゆるみ・外れ		●	○
	地絡継電器(GR)		整定値		●	○
			制御電源		●	○
キュービクル・変電室建屋	外箱・建屋		損傷・発錆・変形	●	●	○
			小動物侵入孔・雨水・雪の浸入のおそれはないか		●	○
			基礎の躯体への固定			○
	扉・窓		変形・破損・ゴムパッキングの劣化	●	●	○
			扉・窓の施錠	●	●	○
	その他	収納機器・換気等	収納機器及び予備品の装備状況		●	○
			換気装置・照明灯・表示ランプの具合	●	●	○
		周囲	周囲の空間の確保・保護柵	●	●	○
		標識	「変電設備」・「高電圧」等の標識の取付状態	●	●	○
		接地端子	接地端子のゆるみ・外れ	●	●	○
			接地線の断線・被覆の損傷	●	●	○
			接地線の工事種別ごとの太さ			○
		その他	雨漏り・雨・雪の吹き込みのおそれ	●	●	○
			消火器の設置及び能力		●	○

【別表第2】点検基準

点検対象	チェック項目	点検要覧	日常点検 (隔月1回)	定期点検 (年1回)	精密点検 (年1回)
引込設備	区分開閉器	絶縁抵抗測定	●	●	○
	引込線、支持物、ケーブル等	絶縁抵抗測定		●	○
受電設備	断路器	絶縁抵抗測定		●	○
	電力用ヒューズ	絶縁抵抗測定		●	○
	遮断器、負荷開閉器	絶縁抵抗測定		●	○
	変圧器	絶縁抵抗測定		●	○
	コンデンサ、リアクトル	絶縁抵抗測定		●	○
	計器用変成器、零相変流器	絶縁抵抗測定		●	○
	避雷器	絶縁抵抗測定		●	○
	母線等	絶縁抵抗測定		●	○
	その他の高圧機器	絶縁抵抗測定		●	○
受・配電盤	配電盤、制御回路	絶縁抵抗測定		●	○
接地工事	接地線、保護管等	接地抵抗測定	●	●	○
配電設備	電線路	外観点検		●	○
		絶縁抵抗測定	●	●	○
負荷設備	低圧機器	外観点検		●	○
		絶縁抵抗測定	●	●	○
	低圧配線、制御配線	外観点検		●	○
		絶縁抵抗測定	●	●	○
	開閉器	外観点検		●	○
		絶縁抵抗測定	●	●	○
	遮断器	外観点検		●	○
		絶縁抵抗測定		●	○
	絶縁状態監視		低圧絶縁監視装置による		

注1 「日常点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「精密点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。

2 日常点検、定期点検、精密点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

3 絶縁油の酸価度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。

4 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。

5 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。

6 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。

7 10kVボルトによる絶縁抵抗測定は、6kVボルトの高圧設備に対して適用する。

特記仕様書

1 発注者と受注者とは、発注者の仕様書に基づき、発注者が設置する自家用電気工作物の保安管理業務について、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について発注者に報告する。報告を受けた発注者は、その記録（保安業務担当者の氏名を含む）を確認及び保存するものとする。又、技術基準に適合しない事項がある場合は、受注者は発注者に必要な指導又は助言を行う。

(1)電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に電気工作物の点検、測定及び試験（以下「定期点検」という。）を行う。

(2)電気事故発生時等の応急措置（現状確認、送電停止、電気工作物の切り離し等）の指示及び事故原因探求への協力並びに再発防止のための対策への指示又は助言を行うとともに、状況に応じて、臨時点検を行う。

(3)中部近畿産業保安監督部への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言。

(4)法令に基づく立入検査への立会い。

(5)電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事期間中の点検及び試験。

(6)その他、受注者がこの契約を履行するために必要な事項。

2 前項第1号に定める定期点検の種類及び頻度は仕様書の別表第1「点検基準」とおりとし、技術基準への適合状況の確認を行う。

3 第1項第5号に定める工事期間中の点検は、仕様書の別表第1「点検基準」に定める日常点検を行い、電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行う。

4 保安業務担当者が、仕様書に基づき、保安管理業務を自ら実施する。但し、次の(1)から(4)までに掲げる電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りとしない。

(1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物

①建築基準の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

②消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

③労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

④機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械等）

⑤内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

(2)設備の特殊性のため、受注者が点検を行うことが困難な電気工作物

①立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

②情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）

③衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）

④機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）

⑤立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

(3)事業場外で使用されている可搬型機器である電気工作物

(4)発電設備のうち電気設備以外である電気工作物

5 仕様書の別表第 1「点検基準」に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとする。

(1)日常点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で目視等により実施する。但し、設備の状況により、運転を停止して点検することがある。

(2)精密点検は、停電により設備を停止状態にして 1 年に 1 回以上実施する。但し、信頼性が高く、かつ、仕様書の別表第 1「点検基準」と同等と認められる点検が 1 年に 1 回以上実施され、その結果が良好である機器については、発注者、受注者協議の上、停電により設備を停止状態にして実施する点検を 3 年に 1 回以上とすることができるものとする。又、精密点検は当該月の日常点検を含む。

(3)前項の信頼性が高いとは次の要件を満足するものとする。

・ 経済産業省告示第 249 号第 4 条第 7 号において規定されている設備条件を満たすものであって、設備更新推奨時期を超えていないもの

(4)定期点検のための執務時間は、仕様書の別表第 1「点検基準」の各項目について実施し、かつ、その結果取るべき措置の指導、助言を行うために必要な時間とする。

(5)定期点検時には仕様書の別表第 1「点検基準」に記載の点検のほか、発注者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合は、保安業務担当者としての観点から点検を行う。

6 絶縁監視装置を設置している事業所

(1)点検は、仕様書の別表第 1「点検基準」のとおり実施する。

(2)警報動作電流（設定の上限値は 50 ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して 5 分以上受信した場合、

又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合は、受注者は、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うものとする。

(3)受注者は、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

7 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

(1)発注者は、受注者が保安管理業務を安全に遂行するための通路及び足場等の設備環境を確保するものとする。

(2)発注者は、受注者が保安管理業務を実施するための通路及び足場等の状態が悪く、保安業務担当者等の安全が確保されないと認められる施設(不安全施設)がある場合は、発注者、受注者協議のうえ速やかに改修するものとする。

8 停電にともなう負荷設備の故障防止

発注者は受注者の指導、助言に従い、停電作業に際し負荷設備故障防止のため以下のとおり協力するものとする。

(1)更新時期を経過している電気機器・電化製品の更新(更新時期・機器の寿命の確認は、発注者が製品メーカーに行う。)

(2)メーカーメンテナンスが必要な機器は、メンテナンスを受けるものとする。

(3)電池内蔵の機器は、電池寿命を確認し、更新時期を超過している場合は停電前に交換するものとする。

(4)電気機器は停止状態にし、必要な場合はコンセントを抜き故障防止をはかるものとする。

(5)精密点検を、停電により設備を停止状態にして点検すべきにもかかわらず停電できない場合は、その事由を明確にして記録に残すものとする。

9 連絡責任者等

(1)発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、本契約の履行に関して受注者と連絡する責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

(2)発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、直ちにその氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

(3)発注者は、前各項に変更が生じた場合は、直ちに、受注者に通知するものとする。

(4)発注者は、連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち会わせるものとする。

(5)発注者は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有する者をあてることとする。

10 保安業務担当者の資格等

- (1)受注者は、本業務を実施する保安業務担当者には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。
- (2)保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、発注者の求めに応じ提示することとする。但し、緊急の場合は、この限りとしない。
- (3)保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者(以下「保安業務従事者」という。)に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- (4)保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- (5)保安業務担当者を明確にするため、受注者は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を、受注者の事業所への連絡方法とともに、書面をもって発注者に通知し、発注者は面接等により本人の確認を行うものとする。尚、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合も同様とする。